

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成 24 年 5 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	久富 俊男	鳥栖市下野町191番地	平成24年 3 月31日